

ニホンザルの保護及び管理の現状

1. 特定計画の策定状況

ニホンザルは、北海道と沖縄県を除く 45 都府県に生息しているが、群れが生息しているのは茨城県と長崎県を除く 43 都府県である。43 都府県のうち平成 29 年 4 月の第 12 次鳥獣保護管理事業計画（以下、「12 次計画」という）開始時点で第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という）を策定しているのは、表 1-1 に示した 25 府県である。特定計画を策定している 25 府県のうち、12 次計画に合わせて改定したのは 22 府県で、福井県、長野県、滋賀県の 3 県は、11 次鳥獣保護事業計画（以下「11 次計画」という）期間中に改定され（福井県は新規に策定）、12 次計画の開始時点では特定計画が改定されていない。

表 1-1 ニホンザルの第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

都府県名	第二種特定計画	都府県名	第二種特定計画
02青森県	○	25滋賀県	○*
03岩手県		26京都府	○
04宮城県	○	27大阪府	
05秋田県	○	28兵庫県	○
06山形県	○	29奈良県	
07福島県	○	30和歌山県	○
08茨城県		31鳥取県	
09栃木県	○	32島根県	
10群馬県	○	33岡山県	
11埼玉県		34広島県	
12千葉県	○	35山口県	○
13東京都		36徳島県	○
14神奈川県	○	37香川県	○
15新潟県	○	38愛媛県	
16富山県	○	39高知県	
17石川県	○	40福岡県	
18福井県	○*	41佐賀県	
19山梨県	○	42長崎県	
20長野県	○*	43熊本県	
21岐阜県		44大分県	
22静岡県		45宮崎県	○
23愛知県	○	46鹿児島県	
24三重県	○		

※：第12次鳥獣保護管理事業計画期間に未改定

	：ニホンザルの群れが分布する都府県
	：ニホンザルの群れが分布しない県

2. 特定計画記載内容から読み取れる傾向

12次計画で改定された（一部の計画については11次計画期間中に改定された）特定計画と11次計画時の特定計画の記載内容を比較し、11次計画期間中（平成24～28年度）のニホンザルの生息状況、被害状況、捕獲状況を整理した。なお、25府県の計画のうち、平成27年10月に新たに策定された福井は除外し、24府県の計画を整理した。

（1）生息状況

生息状況は、分布域、群れ数、生息頭数について比較して動向を整理した。分布域は変化がなかった県が63%を占めたが、この中には計画の記載内容が更新されていない場合も含まれている。また21%の県で拡大し、分布域が縮小したと読み取れる県はなかった（図2-1）。群れ数は67%の県で増加し、減少は8%のみであった。また群れ数のデータが更新されていないなどの理由で不明な県も25%あった（図2-2）。生息頭数は50%の県で増加し、減少は13%であった。群れ数と同様にデータが更新されていないなどの理由で不明な県が33%あった（図2-3）。

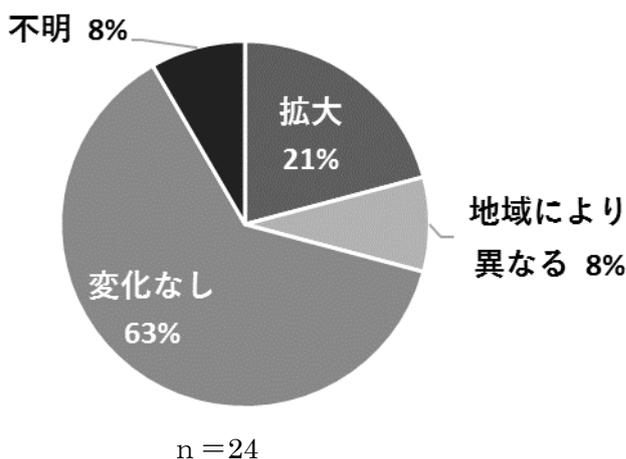


図 2-1 分布域の動向

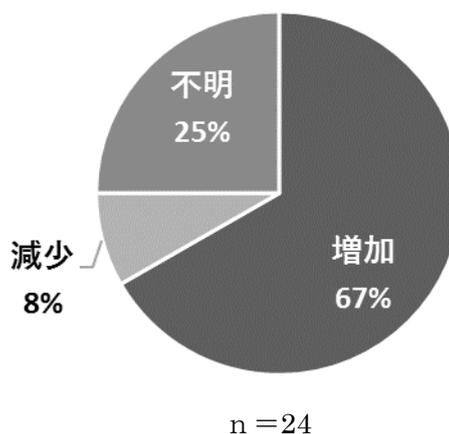


図 2-2 群れ数の動向

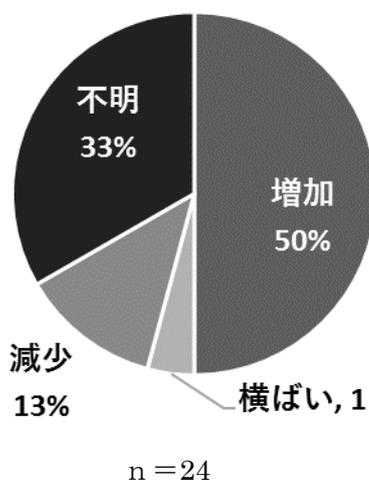


図 2-3 生息頭数の動向

(2) 被害状況

被害状況は、農業被害面積、農業被害金額、生活環境被害について比較し、整理した。

農業被害面積は減少が38%、横ばいが12%で、拡大と読み取れる県はなかった。また農業被害面積について記載がないなど不明な県も50%あった(図2-4)。

農業被害金額は減少が75%、横ばいが13%で、増加は8%であり(図2-5)、減少傾向の計画が多かったものの、減少した理由を分析して記載している計画は少なかった。一部には管理施策の結果、減少したと評価している計画や作付面積の減少や耕作放棄地の増加などとの関係を示唆する記載も見られたが、その数は少なかった。

生活環境被害は具体的な被害件数についての記載がないなどの理由で不明な県が83%と大半を占めた(図2-6)。

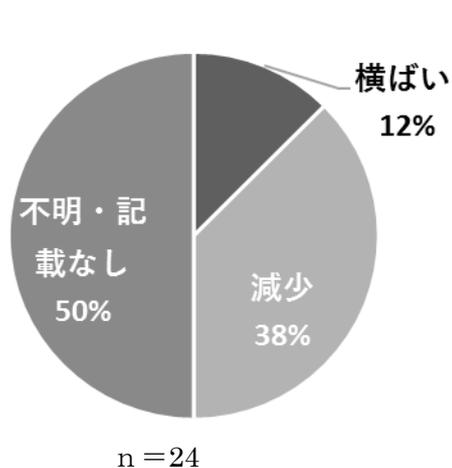


図 2-4 農業被害面積の動向

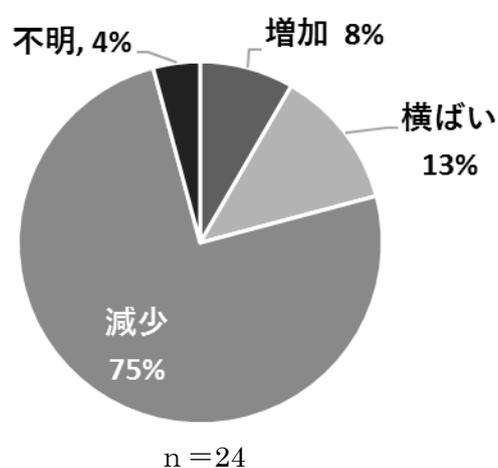


図 2-5 農業被害金額の動向

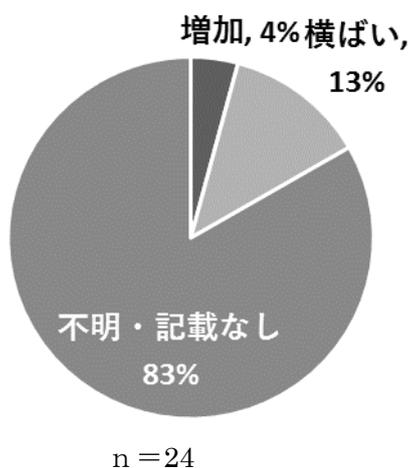


図 2-6 生活環境被害の動向

(3) 捕獲状況

捕獲状況は、捕獲数について比較し、整理した。捕獲数は増加が 75%、横ばいが 13%、減少は 8%であった (図 2-7)。

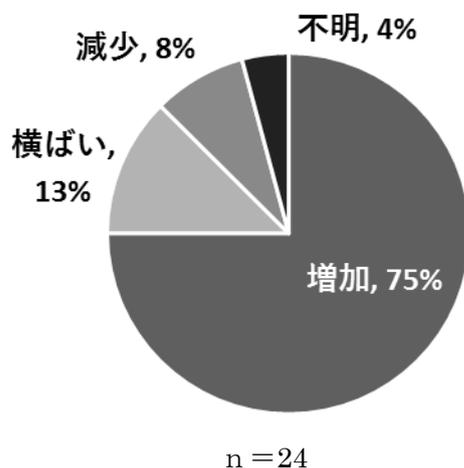


図 2-7 捕獲数の動向

(4) ニホンザルの現状のまとめ

生息状況に関しては、分布域に関して変化は少ないようであるが、群れ数や生息頭数は増加している県が多かったが、被害については、農業被害金額は減少が多く、農業被害面積も半数の県で状況が不明だが、減少した県も多く、拡大と読み取れる県はなかった。これは被害防除対策が奏功した事例もあるが、減少した理由を分析している計画は少なく、行政が収集する被害データだけでは、自家消費用の作物などへの被害が把握できず、実際の被害の実態を的確に捉えられていない可能性も考えられる。また生活環境被害の動向については情報を収集できていない場合も多いようで不明な県が多いが、群れ数や生息頭数の増加に伴い、被害件数は増えている可能性がある。

捕獲数については、3/4 の県で増加しており、捕獲圧は強まっていると言える。ニホンザルの群れ数や生息数の増加に伴うものとも考えられる。

3. 特定計画への改訂版ガイドラインの反映状況

ニホンザルの保護・管理上の課題を解決するべく平成 27 年度に「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンザル編・平成 27 年度)」(以下「改訂版ガイドライン」という)を改訂したが、改訂して示した考え方や内容が 12 次計画に反映されているか、25 府県の特定計画の記載内容及び北海道、沖縄県を除く 45 都府県を対象に実施した特定鳥獣の保護・管理に係るアンケート結果から 10 項目について評価を行った。

(1) 管理単位（管理ユニット）の設定

改訂版ガイドラインでは、隣接して生息する群れの集まり（孤立した群れを含む）を保護・管理の基本的な管理単位（管理ユニット）を設定することを提唱しているが、特定計画の記載から読み取った管理単位を設定状況は、表 3-1 のとおり設定していない計画の方が多かった。ただし、設定していない計画には、単一の地域個体群が分布しているために区分していないと思われる場合を含んでいる。

表 3-1 管理単位（管理ユニット）設定

評価項目	管理単位（管理ユニット）の設定
有	9
無	16

(2) 前期計画の評価

特定計画の記載から読み取った前期計画の評価状況は、表 3-2 のとおりであった。評価無しには、最近計画を策定し 1 期計画期間中の福井県とやはり策定して間もない山口県を含んでいる。前期計画の評価をしても、課題の抽出や解決方法が記載されていない計画や一部の課題にしか対応していない計画もあった。

表 3-2 前期計画の評価

評価項目	前期計画の評価	課題の抽出	課題の解決方法
有	16	14	11
無	9	11	14

(3) 目標設定

特定計画の記載から読み取った計画の目標設定の状況は、表 3-3 のとおりであり、中長期目標の設定や目標に加害レベルの低減を含む計画の方が少なかった。なお、目標に加害レベル低減を含む計画には、目標ではなく、基本方針などに含まれて記載されている場合を含んでいる。また被害対策強化の考え方の反映については、考え方を考慮して設定された目標などを含み、加害群の半減を目標としていないものを含んでいる。

表 3-3 目標設定

評価項目	中長期目標の設定	目標に加害レベル低減を含む	被害対策強化の考え方の反映
有	9	9	10
無	16	16	15

(4) 群れの生息状況の把握

都府県を対象としたアンケートの結果から群れの生息状況の把握程度（モニタリングステップ）は、表 3-4 のとおりである。改訂版ガイドラインで都府県が把握すべきとしたステ

ップ3（群れの加害レベル把握）まで全群で把握していると回答したのは11県と計画を策定している25府県の半数以下であった。

表 3-4 群れの生息状況の把握程度

生息状況の把握程度	ステップ	全域	全群	半分	一部	不明
群れの分布	1	13	-	3	4	2
群れ数の把握	2	14	-	2	4	2
群れの加害レベル把握	3	-	11	4	2	1
群れの行動域の把握	4	-	7	3	9	2
各群れ内の個体数の把握	5	-	6	3	8	2
各群れ内の性・齢構成の把握		-	3	1	8	0

（5）加害レベル判定

特定計画の記載から読み取った加害レベルの導入状況と実際に加害レベルを判定しているかの状況は、図 3-1 及び 3-2 のとおりである。加害レベルについては、大半の計画でガイドライン以外の基準も含めて導入されているが、実際に判定されている計画は半数以下であった。特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（ニホンザル編）（以下「旧マニュアル」という）に記載されている加害レベルの基準に準拠した計画も含まれていた。

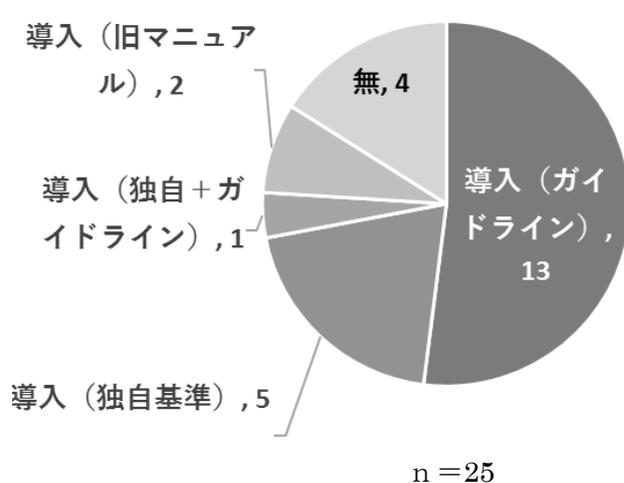


図 3-1 加害レベルの導入状況

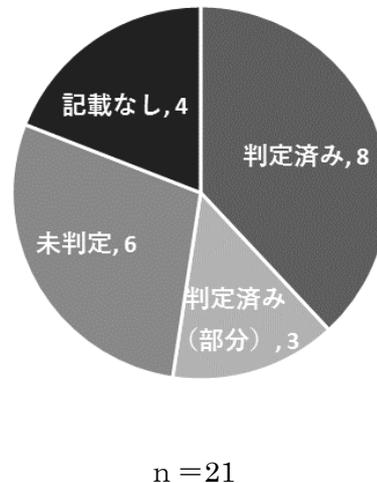


図 3-2 加害レベルの判定状況

（6）捕獲オプションの選択

特定計画の記載から読み取った加害レベルに応じて群れの捕獲オプションを選択することの記載状況は、表 3-5 のとおりである。記載有には、捕獲オプションの選択は、加害レベルだけではない場合も含んでいる。なお、記載有のうち、旧マニュアルに示した加害レベルに応じた被害対策の選択基準を示している計画、加害レベルは評価せず他の基準で対策を選択している計画は分けて整理した。

表 3-5 捕獲オプションの選択

評価項目	加害レベルに応じた群れの捕獲オプションの選択 についての記載
有	18
有（旧マニュアルの加害レベル）	3
有（加害レベルには基づかない）	2
無	2

（7）実施計画の策定

都府県アンケートの結果から特定計画の内容を具体的に進めるための実施計画（実行計画）の策定状況は表 3-6(1)のとおりであり、実施計画を策定していると回答した県の方が多かった。また実施計画の策定地域の状況は表 3-6(2)のとおりである。ニホンザルによる被害が発生している全ての地域（市町村）を対象に実施計画を策定していると回答した県は半分以上に止まっている。

表 3-6(1) 実施計画の策定状況

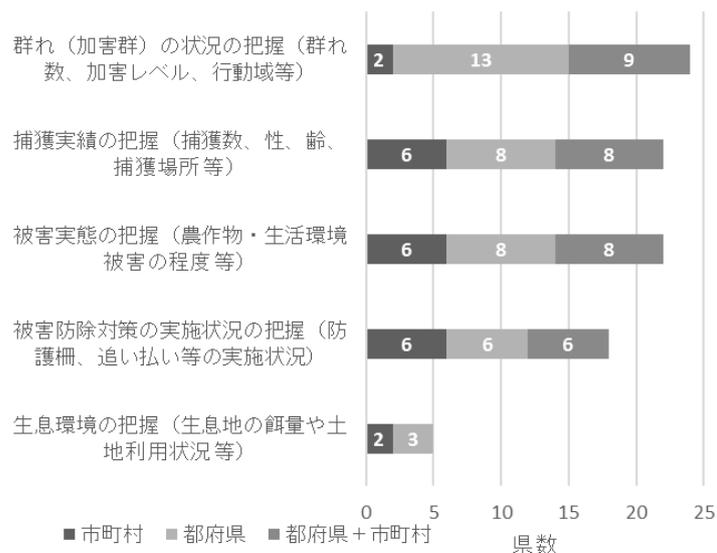
実施計画の策定状況	都府県数
策定している	17
策定していない	8

表 3-6(2) 実施計画の策定地域

実施計画の策定地域	都府県数
ニホンザルによる被害が発生している全ての地域（市町村）で策定している	6
特定計画に基づく個体数調整を行う地域（市町村）で策定している	8
ニホンザルによる被害が発生している一部の地域（市町村）で策定している	3
その他（全域）	1

（8）モニタリングの実施

都府県アンケートの結果から実施主体別のモニタリングの実施状況を整理したものが図 3-3 である。加害群の状況把握については、25 府県中 24 府県で実施しているとの回答があり、その実施主体は半数以上が府県であった。また捕獲実績の把握、被害実態の把握も比較的多くの県で実施していると回答があった。



(n=25)

図 3-3 実施主体別のモニタリングの実施状況

(9) 役割分担の明示

特定計画の記載から読み取った都府県・市町村・集落・住民が担う役割分担についての記載の状況は表 3-8 のとおりである。記載有は 16 計画と 25 計画の半数以上を占めたが、この中には住民の役割が不明確な計画も含んでいる。また記載無には、役割分担について一部記載があっても不明確な計画を含んでいる。

表 3-8 役割分担の明記

評価項目	役割分担についての記載
有	16
無	9

(10) 広域連携

特定計画の記載から読み取った隣接する都府県との連携した保護・管理についての記載の状況は表 3-9 のとおりである。大半の計画では何らかの記載があったが、具体的に連携している内容についての記載は乏しく、実態がわからない計画も多かった。

表 3-9 広域連携

評価項目	広域連携に関する記載
有	20
無	5